

事業報告書

(自 令和6年5月1日 至 令和7年4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 白水会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1830番地2

(3) 設立認可年月日 令和 1年11月26日

(4) 設立登記年月日 令和 2年 3月23日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	なか歯科医院	4231230592	長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1830番地2	一般病床 0床 療養病床 0床
診療所	なか歯科医院 大村院	4230530976	長崎県大村市西本町480-23	一般病床 0床 療養病床 0床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 6年 6月26日 令和6年度決算の決定

令和 7年 4月30日 第7期(自令和7年5月1日令和8年4月30日)の
事業計画及び収支予算の決定

法人名 医 療 法 人 白 水 会
所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1830番地2

貸 借 対 照 表
(令和 7年 4月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	211,928	I 流 動 負 債	40,697
II 固 定 資 産	57,964	II 固 定 負 債	67,374
1 有 形 固 定 資 産	52,623		
2 無 形 固 定 資 産	2,823	負 債 合 計	108,071
3 そ の 他 の 資 産	2,518	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 利 益 剰 余 金	152,321
		II 基 金	9,500
		純 資 産 合 計	161,821
資 産 合 計	269,892	負 債 ・ 純 資 産 合 計	269,892

法人名 医 療 法 人 白 水 会

所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1830番地2

損 益 計 算 書

(自 令 和 6 年 5 月 1 日 至 令 和 7 年 4 月 30 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	173,495
2 事 業 費 用	114,865
本来業務事業利益	58,630
事 業 利 益	58,630
II 事 業 外 収 益	986
III 事 業 外 費 用	451
経 常 利 益	59,165
IV 特 別 利 益	2,673
税 引 前 当 期 純 利 益	61,838
法 人 税 等	17,236
当 期 純 利 益	44,602

法人名 医 療 法 人 白 水 会
所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1830番地2

財 産 目 録
(令和 7 年 4 月 30 日 現 在)

1. 資 産 額 269,892 千円
2. 負 債 額 108,071 千円
3. 純 資 産 額 161,821 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	211,928
B 固 定 資 産	57,964
C 資 産 合 計 (A + B)	269,892
D 負 債 合 計	108,071
E 純 資 産 (C - D)	161,821

土地及び建物について、該当の欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 白水会

理事長 仲 貴 之 殿

私は、医療法人 白水会の令和7会計年度(令和6年5月1日から令和7年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 6 月 2 7 日

医療法人 白 水 会
監 事 梶沼 佐知子

